



まもろうネットニュース第37号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和8年1月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）



《市内では、次のような相談が増えております》

消費者被害を未然に防ぎましょう。

◆インターネット通販での定期購入トラブルにご注意を！！

- 販売サイト等で「1回目90%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっていた相談が寄せられています。(特に健康食品、化粧品、飲料等の通信販売)
- 「定期縛りなし」や「回数縛りなし」という広告文をみた消費者が「1回限り」と思って注文したところ、実は定期購入の契約だったという相談も寄せられています。
- 「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」「いつでも解約できる定期購入」である可能性がありますので契約時には注意が必要です。
- インターネット通販では、申し込み前に「最終確認画面」を最後までよく読んで契約条件を最後まで必ず確認しましょう。



～注文する前の「最終確認画面」チェックリスト～

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 「定期購入が条件になっている場合」継続期間や購入回数が決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？

上記の契約条件が記載されている画面は[※]スクリーンショットで保存しましょう。

※画面の表示状態をそのまま「撮影」して画像化する機能

未成年者の場合は以下の点も確認してください

- 販売サイトに「保護者の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？



対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

見守り 新鮮情報

機種変更のために**携帯電話ショップ**に出かけ、同系列のキャリアが提供する端末を熱心に勧められ**契約**した。その後、契約書を確認したところ、**断ったはずのオプション**などが付けられているうえ、**セキュリティソフト**も契約させられていた。納得できない。(60歳代)

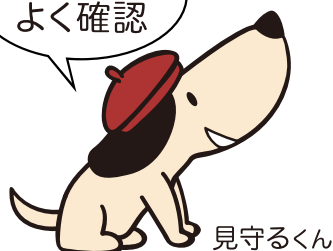


©Kurosaki Gen

不要なオプションが 付けられていた!? 携帯電話の契約は慎重に

ひとこと助言

契約書を
よく確認



見守るくん

- 携帯電話の買い替えなどの際、不要なオプションを付けられていたといった相談が寄せられています。
- 契約の際には、契約内容をよく確認し、よく分からない場合は契約しないようにしましょう。オプション等を勧められた際も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。
- 契約書もその場でよく確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるかなどを確認しましょう。
- 不要なオプションを契約させられている場合は、すぐにショップに解約を申し出ましょう。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。